

死亡届の基礎知識①

2025年4月3日号

2024年6月に官庁横断で発出された「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に添付された「参考」において、今後、政府が取り組むべき課題として検討を進めるべきとされていた一つに「死亡届の届出資格者」が挙げられています。ここに「高齢者等終身サポート事業の事業形態等を踏まえて、高齢者等終身サポート事業者が戸籍法第87条第1項第3号の家屋管理人等として死亡届の届出資格者に含まれるか検討する」と明記されています。そこで今回から、戸籍法上の死亡届について、その基本的な知識からこのガイドラインで検討事項になっている事柄まで、詳しく解説していくこととします。



そもそも「死亡届」とは、死亡したことを証明するために市区町村役場に提出する書類です。その届は、いったい誰が主体となって出すのでしょうか。もちろん、亡くなった本人は届出の主体になることはできません。

死亡届の提出については、これまで祖父母や両親など家族の死亡に関わったことがあっても、あまり意識したことはないという人が多いのではないのでしょうか。出生届や、婚姻届・離婚届などの記憶はしっかりあっても、死亡届について記憶がない人が多い理由は、ほとんどの場合、死亡届の役所への提出が、葬儀社のスタッフによって行われているからです。

では、葬儀社のスタッフが、死亡届の主体として届出人になっているのでしょうか。それは違います。葬儀社のスタッフはあくまでも届出の「使者」に過ぎません。死亡届の主体となるべき人は、届出人として戸籍法という法律で明確に規定されています。

(参考) 戸籍法(昭和22年法律第224号) (抄)

第87条 次の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならない。ただし、順序にかかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

② 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これを行うことができる。

つまり、上記に掲げられている人が死亡届の届出人になってくれないと、死亡届を提出することができないということです。死亡届はA3の用紙の左半分で、その右半分の医師による死亡診断書と一体化しています。死亡届が役所で受理されると「火葬埋葬許可証」が発行されます。したがって、死亡届が提出できなければ、火葬を行うことができません(最終的に「職権消除」という方法で火葬できる手段はあります)。死亡届とは、このように重要で迅速な対応が求められる書類です。

つづく